

賃貸借業務仕様書

公用パソコン賃貸借業務（臨時）については、次のとおりとする。

1 賃貸借物件に関する仕様書

別紙 2 のとおり

2 納入場所

下関市役所本庁舎西棟 6 階 情報政策課

3 内容

(1) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

(2) 履行期間（賃貸借期間）

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

(3) 賃貸借料金

賃貸借料金の支払は、賃貸借期間の開始月から、当該月分の賃貸借料を翌月初めに請求し、賃借人は、請求書を受領した日から 3 0 日以内に支払うものとする。

賃貸借料金には、当初における搬入に要する費用、動産保険 {火災・落雷・盗難・漏損・風水災（台風・旋風・暴風雨等）}に係る費用、保守の料金及び故障時の修理費用を含む。

ただし、賃貸借料金を分割するにあたり 1 円未満の端数が発生した場合は、その端数は初回に支払う賃貸借料の額に含めるものとする。

4 下関市暴力団排除条例による措置

別記 1 「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりに

5 その他

(1) 検品については、納入時に納入場所にて情報政策課職員が行う。

- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。